

川西町交流館条例に係る見直し内容

1 会議室等を使用する場合

使用区分	旧 使用料の額			新 使用料の額			減免基準
	半日	1日	夜間	半日	1日	夜間	
多目的ホール	3,010円	6,040円	4,830円	4,000円	8,000円	6,500円	(1) 町及び川西町交流センター条例（平成20年条例第24号）に規定する交流センター（以下「交流センター」という。）が主催する行事及び事業に使用するとき免除 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）が使用するとき免除 (3) その他町長が特に減免を認めたとき100分の50
スタジオ（音楽室）	470円	950円	710円	700円	1,300円	1,000円	
会議室（第1・2・3・和）	470円	950円	710円	700円	1,300円	1,000円	
集会室（音楽室）	470円	950円	710円	700円	1,300円	1,000円	
調理室	470円	950円	710円	700円	1,300円	1,000円	

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間扱いとする。
- 3 継続使用は原則として3日以内とする。
- 4 冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日310円、1日630円、夜間420円とし、使用者負担とする。
- 5 町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料を徴収する場合は、使用料の2倍の額とする。
- 6 催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍の額とする。
- 7 催物等営利目的で使用する電気ガス使用料は使用料の3割を加算し、冷暖房料は全施設とも使用料の5割を加算する。

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間扱いとする。
- 3 継続使用は原則として3日以内とする。
- 4 冷暖房料（催物等営利目的で使用する場合を除く。）は、半日500円、1日900円、夜間600円とし、使用者負担とする。
- 5 町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料を徴収する場合は、使用料の倍額とする。
- 6 催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍額とする。
- 7 催物等営利目的で使用する電気ガス使用料は使用料の3割を加算し、冷暖房料は全施設とも使用料の5割を加算する。

2 宿泊部屋等を使用する場合

使用区分	使用の単位	旧	新
		使用料の額	使用料の額
宿泊する場合 緑・愛・丘・ミーティングルーム（会議室兼食堂） ※定員：各部屋10名程度	ア 小学生	460円	700円
	イ 中・高校生	580円	800円
	ウ 一般	700円	1,000円
	町外者が使用する場合、上記区分ごとの使用料の額に100分の150の割合を乗じて得た額とする。		
	冷暖房料	1人1泊につき 210円	300円
宿泊を伴わない場合 ミーティングルーム（会議室兼食堂）	1部屋につき	半日 700円	1,000円
		1日 1,170円	1,600円
		夜間 870円	1,200円

## 備考

- 1 1泊とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。
- 2 シャワーを使用する場合は、1人1回につき100円とする。
- 3 宿泊を伴わない場合の使用時間は、午前9時から午後10時までとし、使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間取扱いとす。
- 4 宿泊を伴わない場合の継続使用は、原則として3日以内とする。
- 5 宿泊を伴わない場合の冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日310円、1日630円、夜間420円とし、使用者負担とする。
- 6 宿泊を伴わない場合で、町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料を徴収する場合は、使用料の2倍の額とする。
- 7 宿泊を伴わない場合で、催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍の額とする。
- 8 宿泊を伴わない場合は、別表第1項の減免基準に準じる。

## 備考

- 1 1泊とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。
- 2 シャワーを使用する場合は、1人1回につき200円とする。
- 3 宿泊を伴わない場合の使用時間は、午前9時から午後10時までとし、使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間取扱いとす。
- 4 宿泊を伴わない場合の継続使用は、原則として3日以内とする。
- 5 宿泊を伴わない場合の冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日500円、1日900円、夜間600円とし、使用者負担とする。
- 6 宿泊を伴わない場合で、町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料を徴収する場合は、使用料の倍額とする。
- 7 宿泊を伴わない場合で、催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍額とする。
- 8 宿泊を伴わない場合は、別表第1項の減免基準に準じる。

## 3 運動場等を使用する場合

使用区分	旧			新			減免基準	
	使用料の額			使用料の額				
	半日	1日	夜間	半日	1日	夜間		
屋内運動場	2,410円	4,830円	3,610円	3,300円	6,500円	4,800円	(1) 町及び交流センターが主催する行事及び事業に使用するとき免除 (2) 指導者が引率し、町内の児童生徒が団体で使用するとき免除 (3) 社会教育関係団体が使用するとき100分の70 (4) その他町長が特に減免を認めたとき100分の50	
屋外運動場	屋外運動場の全部を単独で使用する場合	2,410円	4,830円	—	3,300円	6,500円		—
	屋外運動場の半分を単独で使用する場合	1,210円	2,420円	—	1,700円	3,300円		—
ピロティ	800円	1,600円	1,200円	1,100円	2,200円	1,600円		